



再再改正 役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なずみ（以下「法人」という。）定款第10条第2号及び第3号に基づき、法人の役員等の報酬等の額並びに役員及び評議員等に対する報酬等の支給の基準について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 報酬は、原則として法人の評議員選任・解任委員、評議員及び役員等の職務執行の対価として支払われるものとする。

(評議員選任・解任委員会、評議員会及び理事会の出席報酬等)

第3条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費（交通費：以下同じ。）を支払う。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払う。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 理事長、業務執行理事及び理事（以下「理事等」という。）が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費（都23区内在住の理事等を除く。以下同じ。）を支払う。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

4 実費弁償費の額は、実費とする。

(評議員及び役員等の勤務報酬等)

第4条 評議員が評議員会以外の日において、法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 理事等が理事会以外の日において、法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 実費弁償費額は、実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払う。なお、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費を支払う。

3 実費弁償費の額は、実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、報酬及び旅費等を支給する。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(支給の方法)

第7条 報酬の支給方法は、その都度、現金で支払う。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

(附 則)

この規程は、平成29年3月28日から施行する。

改正平成29年6月8日

改正令和2年1月9日

別表 1

出席報酬等

区 分	報 酬	実費弁償額
評議員選任・解任委員会出席報酬等	3,000円	都23区内在住を除き実費
評議員会出席報酬等	3,000円	都23区内在住を除き実費
理事会出席報酬等	3,000円	都23区内在住を除き実費

別表 2

勤務報酬等

区 分	報 酬	実費弁償額
評議員勤務報酬等	3,000円	都23区内在住を除き実費
理事等勤務報酬等	3,000円	都23区内在住を除き実費
監事勤務報酬等	3,000円	都23区内在住を除き実費

別表 3

出張旅費等

区 分	宿泊費	経 費	交通費
旅費	10,000円	実費	実費